

**業務上の行為に関する規範**



スルザーは、スルザー社員  
同様、業務上の行為にお  
いて、高い倫理基準に則り、  
適用法を順守することを  
確約します。

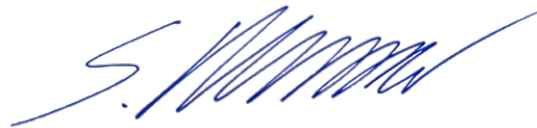
## 社長メッセージ

スルザーは、スルザー社員同様、業務上の行為において、高い倫理基準に則り、適用法を順守することを確約します。

これは、スルザーと社員への高い評価を維持しながら、潜在的な民事および刑事制裁問題を防ぐために重要であるばかりか、スルザーの価値観を反映することにより、スルザーをはじめ、社員、株主、顧客、その他の利害関係者各位にとって最大の利益となります。

ビジネスは日増しに複雑化しており、様々な法規制が経営上の意思決定に影響を及ぼす中で、スルザー業務上の行為に関する規範(以下、「規範」)は、あなたが社員として求められる高い行動水準への期待に、応えていくための重要な手引きとなります。スルザーの社員には、高い倫理基準を維持する個人責任がありますので、この規範の内容をよく読んでください。そして、疑わしい場合は助言を求め、適切な訓練に参加し、適用法や倫理基準に反する可能性がある場合は、状況について報告して下さい。

2022年11月1日 ヴィンタートゥール



代表取締役社長 Suzanne Thoma



## 業務上の行為に関する規範

社長メッセージ.....	1
1. 基本原則 .....	3
2. 記録の正確性と完全性について.....	3
3. 独占禁止と不正競争禁止について .....	4
4. 利害の対立について.....	4
5. 雇用問題について .....	5
6. 賄賂、汚職、接待について.....	6
6.1. 一般注意 .....	6
6.2. 政府との契約について .....	6
6.3. 政治献金など .....	6
6.4. 接待など.....	6
6.5. スルザー汚職禁止および賄賂禁止ガイドライン .....	6
7. 第三者との提携について.....	7
8. 国際商取引制限とボイコット.....	7
9. 不正行為と窃盗について.....	7
10. インサイダー取引について .....	7
11. 環境、安全、衛生について.....	8
12. 会社の資産や情報、メディア対応について .....	9
13. 行動規範の順守責任と違反行為に対する措置について .....	9

私たちは、善意の判断において、不正行為、または法規や規則、会社方針の違反が懸念される事柄について、すべて報告します。

## 1. 基本原則

- 1.1 この規範は、スルザーの企業行動に関する重要な分野において、社員の業務上行為に対し、指針を規定することを大目的とします。この規範は、法令順守や倫理行動が求められるあらゆる状況について網羅するものではなく、最低限の行動基準と私たちの事業活動における基本的精神を明示するものです。
- 1.2 スルザーの基本的価値基準と基本原則には、以下の内容が含まれます。
  - a) 私たちは、あらゆる適用法と規定はもとより、内部規定、指示、ガイドラインを尊重します。つまり、
    - ・ 私たちは、一切、賄賂を贈ったり、受け取ったりしません。また、利害対立の原因となり、取引関係者の倫理基準を損なう、もしくは違法となり得る贈り物の贈与、または收受を避けます。
    - ・ 私たちは、文書、または口頭で機密データを競合企業関係者と交換するなど、競争法や独占禁止法違反とみなされる可能性のある行為に参与しません。
    - ・ 私たちは、利害関係の対立を避け、潜在的な紛争については、できるだけ早期に明示します。
    - ・ 私たちは、機密情報および専有情報が不正に使用されないよう、保護します。
    - ・ 私たちは、スルザーのノウハウと知的所有権を尊重し、保護します。
  - b) 私たちは、企業活動を行う各国において、その地域で認められている良き企業市民の基準に従います。
  - c) 私たちは、相互尊重、オープンな姿勢、そして各個人の信頼性を育む職場環境を促進し、維持し、国際的に掲げられた人権を支援し、尊重します。
  - d) 私たちは、善意の判断において、不正行為、または法規や規則、会社方針の違反が懸念される事柄について、すべて報告します。報告の提出先は、以下の担当者または担当部署です。
    - ・ 直属上司、または上位管理者
    - ・ スルザー本社、事業部、または法人コンプライアンス責任者
    - ・ 法人の顧問弁護士
    - ・ 本社法務部門
    - ・ スルザー社内オンブズマン
    - ・ Sulzer Compliance Hotline [www.sulzercompliancehotline.com](http://www.sulzercompliancehotline.com)
    - ・ スルザーグループ顧問弁護士
- 1.3 スルザーイントラネットに有益な情報が掲載されています。

私たちは、正確で完全な業務記録を残します。

## 2. 記録の正確性と完全性について

- 2.1 私たちは、正確で完全な業務記録を残します。あらゆる取引に関して、スルザーの会計、財務報告の原則に準拠し、完全で公正な記録を取ります。また、その記録は、あなたが雇用されたあるいは同意を結んだスルザーのグループ会社(以下、「会社」)の記録保存プログラムに従って、保持、または抹消されます。
- 2.2 いかなる理由があろうと、スルザーや関連子会社の記録文書および会計帳簿に虚偽や、誤解を招く内容の記入をしてはならず、それら禁止行為の原因となるいかなる取り決めにも社員が関与してはなりません。

### 3. 独占禁止と不正競争禁止について

スルザーは、適用される独占禁止法と不正競争禁止法の完全順守を社員に要求します。

- 3.1 スルザーは自由企業制度の基本理念である公正な競争を全面的に支持します。スルザーは、適用される独占禁止法と不正競争禁止法の完全順守を要求します。それには、不公正な取引慣行や取引制限を禁止する法規も含まれます(以下、これらを「独占禁止法」と総称)。
- 3.2 スルザーの全社員は、超国家的または国家的組織、もしくは地方団体のいずれによって制定されたものであろうと、適用する全ての独占禁止法に従わなければなりません。そして、いかなる反競争的慣行にも関与してはなりません。
- 3.3 独占禁止法は、サプライヤー、顧客、競合企業などとの商行為に適用されます。国によって独占禁止法の詳細は異なりますが、少なくとも以下の禁止行為に適用されます。
  - a) **価格協定** 特定または複数の競合会社と、価格、契約条件、販売条件を決定、またはそれに影響を与えるために(正式、非公式を問わず)価格協定をすること。
  - b) **市場、顧客配分** 特定または複数の競合会社と、市場や顧客を配分するために、市場および顧客割り当てに(正式、非公式を問わず)合意すること。
  - c) **談合** 特定または複数の競合会社と、入札を差し控えたり、特定価格で入札したり、または競合会社に劣ることを知りながらその価格で入札したりするという(正式、非公式を問わず)談合に合意すること。
  - d) **機密情報の共有** 特定、または複数の競合会社と、貿易や専門職協会などの各種会議、その他の場で、(現行および将来価格、利鞘やコスト、入札、市場シェア、流通慣行、売買条件、製造計画などの)機密情報を共有、取得、または提供したり、されたりすること。
- 3.4 競争に不正な影響をもたらす可能性がある(独占、価格設定、抱き合わせ、テリトリー制、価格差別、競争禁止、および企業や技術の機密情報を交換するなどの)条項を含む、競合会社やあらゆる第三者との全ての合意は、独占禁止法の合法的な順守を確保するために、企業弁護士によって、再検討され、承認されなければなりません。
- 3.5 独占禁止法について、いかなる観点からでも質問があれば、スルザーイントラネット上の独占禁止法または競争法ガイドライン(上記条項1.3を参照のこと)を閲覧するか、スルザーの企業弁護士に相談してください。

### 4. 利害の対立について

スルザーの全社員には、個人の社外における利害が、スルザー社に対する義務遂行を妨害しないことを保証する責任があります。

- 4.1 スルザーの全社員には、個人の社外における利害が、スルザー社に対する義務遂行を妨害しないことを保証する責任があります。そのため、(直接的、間接的を問わず)あなたの個人的関心、社外活動、人的もしくは金銭的な利害関係などが、スルザーの利害と対立、もしくは対立するかのように見なされる状況を避けるべきです。
- 4.2 社員は、潜在的な利害の対立が考えられる場合、または現れた場合は、スルザーが利害対立の有無を確定し、公平で透明性の高い方法を用いて問題解決ができるように、直属の上司、ローカルのコンプライアンス担当者、または企業弁護士に報告しなければなりません。
- 4.3 **潜在的な利害対立の例**
  - a) 親しい友人、あるいは親族が経営する事業と契約すること。
  - b) 社外での雇用または仕事:つまりスルザーのサプライヤーや顧客、競合会社のコンサルタント、責任者、または役員として、活動すること。
  - c) 重要な持ち分の所有:つまりその持ち分がスルザーと取引関係を持つ、または取引を希望する企業、およびスルザーの競合会社に投資されている場合。
- 4.4 スルザーは、社員が前職の元雇用主との間に交わした契約上の潜在的な義務を尊重し、利害関係の対立をもたらさないようにします。



スルザーは、適用法に準拠した公正で非差別的な雇用機会の均等も含む雇用慣行を確約します。

## 5. 雇用問題について

- 5.1 スルザーは、適用法に準拠し、雇用機会の均等も含む、公正で差別のない雇用慣行を確約します。
- a) スルザーは、さまざまな文化的背景を尊重し、適用法の中で、雇用におけるあらゆる形態の強制労働や強制的な労働（児童労働を含む）の廃止と差別待遇の禁止を含めた全ての雇用法と労働法を順守することを確約します。
  - b) スルザーは、社員に対して、仕事と家庭、個人の成長にバランスをもって取り組むことを奨励します。
  - c) スルザーは、個人の技量や能力、業績に基づいて採用や昇進の決定を行います。スルザーは、多様性を確約し、性、人種、皮膚の色、年齢、宗教、出身国、その他の差別因子を一切排除して、あらゆる社員に均等な雇用機会を提供します。
  - d) 社員の苦情申し立てがあれば、速やかに検討し、調査し、対処します。
  - e) スルザーは、管理職と部下間および職場チーム内のオープンで定期的なコミュニケーションを奨励します。
- 5.2 スルザーと社員が創出したアイデアや発明は、スルザーの最も重要な財産のひとつで、あらゆる状況において保護されなければなりません。この関連情報は、スルザーイントラネットに掲載されている情報技術の使用に関するポリシーを閲覧してください（上記条項1.3を参照のこと）。
- 5.3 スルザーは、（ジェスチャーや言葉遣い、身体的接触を含む）性的、強制的、含意の乱用と悪用などによる職場での違法的ハラスメントは一切認めない方針をとります。また、全社員に対し、勤務先や業務を遂行する各国で施行されている性的もしくはその他の形態でのハラスメントに関する法規定を順守し、それを尊重した態度で行動するよう要請します。
- 5.4 スルザーは、ポリシーとして、社員のための安全な職場環境の創造を掲げます。脅迫や脅迫的言動、脅し、暴行、そして同様の行為を含む職場での暴力は、一切容認されません。あらゆる脅迫や安全性が懸念される状況については、対象の自他を問わず、速やかにスーパーバイザー、人事部長、地域のコンプライアンス担当者、またはスルザーコンプライアンスホットライン（上記条項1.3を参照）に報告されるべきです。火器の所持は、事前に直属上司か人事部の文書による承認を得ない限り、スルザーのいかなる施設でも禁止されています。

- 5.5 スルザーの全社員は、各自の責任において、薬物またはアルコールによって業務遂行の判断に支障がないようにしなければなりません。規制薬物やアルコール使用は、周囲の安全性を著しく損なう恐れがあり、勤務中の違法薬物およびアルコールの所有と使用は、いかなる場所においても厳格に禁止されています。
- 5.6 スルザーは、職務遂行に適した給与を支払い、法で規定された最低賃金を順守します。
- 5.7 適用法で許可される範囲内で、スルザーは、社員の労組結成の自由とローカルの法令の枠内での団体交渉権を尊重します。社員代表は、特別優遇も差別も受けません。

## 6. 賄賂、汚職、接待について

- 6.1. **一般注意** スルザーは、受取人が、公務員である場合、もしくは顧客となる民間企業の従業員である場合のいずれを問わず、賄賂の贈与を厳格に禁止します。

賄賂は、広義に解釈され、業務上の行為において、あらゆる人物を対象に、優遇する、または優遇される事を目的として、直接および間接的に、贈物、ローン、手数料、報酬、その他の利益をその人物に供与したり、またはその人物から收受したりすることと解されます。

### 6.2. 政府との契約について

- a) スルザーは、適用される全ての汚職禁止および賄賂禁止の規定を厳格に順守します。また、全てのスルザー社員、エージェント、その他の第三者である仲介業者が、公務員や行政機関の官僚、および公共団体に関連した企業の従業員などを含んだあらゆる公務員を対象に、不適切な支払いを行ったり、不適切な便宜を図ったりすることを固く禁じます。
- b) 政府機関や地方自治体、政府機関が所有または管理する企業・団体などを対象に販売活動を行う場合、必ず順守すべき厳格な規定があります。従って、あらゆる政府機関、もしくは政府機関が所有または管理する企業・団体の要請に対して提出する入札については、その順守要件に詳しい人物によって精査されなければなりません。
- c) スルザーの人事部もしくは適切な企業弁護士によって、精査され、承認された場合を除いて、スルザーグループ会社の社員と政府機関の公務員の間では、相手を問わず、雇用に関する話し合いをしてはなりません。

- 6.3. **政治献金など**スルザーは、政治献金を一切禁止します。唯一の例外はスイスですが、その場合もCEOによる事前の承認が必要です。

- 6.4. **接待など**妥当で制限内の額におさまる贈物、もてなし、顧客の旅費や食費など諸経費は、それらが製品やサービスの販売促進、もしくは契約の実行に直接関係し、そういった便宜がスルザーと取引関係者に利害関係の対立を生じたり、適用法や取引関係企業の内部規定に違反したりしないことを条件に、許可される場合があります。

- 6.5. **スルザー汚職禁止および賄賂禁止ガイドライン** この(手続き円滑化のための支払いや第三者を介した行為などを含む)定義、詳細、説明については、スルザーイントラネットに掲載されている「スルザー汚職禁止および賄賂禁止ガイドライン」を閲覧してください。(この規範の条項1.3を参照のこと)。

スルザーは、受取人が、公務員である場合、もしくは顧客となる民間企業の従業員である場合のいずれを問わず、賄賂の贈与を厳格に禁止します。

スルザーは、汚職禁止および賄賂禁止に関する法の規定を厳格に適用するため、法的要求事項を回避しようとするエージェント、コンサルタント、その他のサービス提供者を含んだ第三者の使用を禁止します。

スルザーは、適用される全ての国際商取引法や規定における禁止および要求条項を完全順守すること。

スルザーの方針として、スルザーに関する詐欺や横領または窃盗事件は、即刻調査報告をし、適切ならば該当する個人を起訴、または解雇します。

全従業員は、受託者責任を負いますので、そのような情報が正式に公開される前に、内部情報の使用により影響を受ける可能性があるスルザーあるいは他の会社の株やデリバティブ、その他有価証券を取引したり、第三者に開示したりしてはなりません。

## 7. 第三者との提携について

- 7.1 コンサルタント、エージェント、代理店などの第三者とスルザーの製品やサービスの販売に関わる契約を交わす場合は、その第三者がこの規範の原則に準拠することを約束する旨を契約文書に記載するため、あらゆる妥当な努力がなされなければなりません。
- 7.2 スルザーは、スルザーの組織内で汚職禁止および賄賂禁止に関する法の規定を厳格に適用するため、法的要求事項を回避しようとするエージェント、コンサルタント、その他のサービス提供者を含んだ第三者の使用を禁止します。
- 7.3 スルザーは、強制および強制的労働や児童労働などで基本的人権を侵害するビジネスパートナーとは提携しません。
- 7.4 スルザーは、この規範に記載された行動原則をサプライヤーにも適用するよう促進します。

## 8. 国際商取引制限とボイコット

スルザーが世界市場で取引できる能力は、各国や国連などの国際機関が制定する規則によって制限されます。単なる技術情報の提供が輸出とみなされる場合もあります。スルザーは、適用される全ての国際商取引法や規定における禁止および要求条項を完全順守すること、そしてこれらの分野に関与する社員全員が、業務に影響を与えうる地域および国際法規定に精通することを、スルザーのポリシーとして掲げます。疑わしい場合は、地域の輸出管理規制の専門家、または、スルザーイントラネット輸出管理業務に関するシェアポイントへのアクセス権限を持つ国際商取引コンプライアンスオフィサーに助言を求めてください(この規範の条項1.3を参照のこと)。

## 9. 不正行為と窃盗について

- 9.1 スルザーの方針として、スルザーに関する不正行為や横領または窃盗は、速やかに調査、報告され、適切ならば該当する個人を起訴、または解雇します。
- 9.2 疑わしい出来事は、会社のコンプライアンス担当者、もしくは匿名による通報も可能なスルザーコンプライアンスホットラインを通じて速やかに報告されなければなりません。スルザーコンプライアンスホットラインの詳細は、スルザーイントラネットに掲載されています(この規範の条項1.3を参照のこと)。

## 10. インサイダー取引について

- 10.1 インサイダー取引とは、個人が例えば、スルザーなど企業の株式や債券、ストックオプションなどの有価証券を、企業の非公開情報にアクセスして売買することです。大多数の国で、社内インサイダーによる取引は、非公開情報により利益を得る方法で行われた場合、違法とされています。
- 10.2 内部情報は、広義に定義され、例として以下の項目に関係します。
  - a) 決算報告 (例として、潜在的な利益や損失)
  - b) 戦略的計画 (例として、企業買収、戦略的提携、企業分割、合併)
  - c) 製品開発
  - d) 資本構成変更





**10.3** スルザーは、従業員が投資活動する権利を尊重し、また、自社株を所有するよう奨励します。しかし、全従業員は、スルザーと株主に対して、受託者責任を負いますので、そのような情報が正式に公開される前に、内部情報の使用により影響を受ける可能性があるスルザーあるいは他の会社の株やデリバティブ、その他有価証券を取引したり、第三者に開示したりしてはなりません。これらの原則に反すれば、刑事上および民事上の起訴の対象となります。

## 11. 環境、安全、衛生について

**11.1** 労働安全衛生は、スルザーの重要な優先事項です。スルザーは、安全で衛生的な職場環境を社員に提供することを確約します。そのため、スルザーのグループ各社では、事故発生頻度や事故の深刻度を軽減するように最善を尽くします。環境、労働安全衛生規定と慣行に従い、職場を安全で衛生的に保つことは、社員全員の責任です。事故や事件の発生および危険な作業用機器や慣行・状況について報告しなければなりません。社員全員が、自分自身と周囲の安全保護のために、グループ各社の安全衛生規定を順守しなければなりません。

環境、労働安全衛生規定と慣行に従い、職場を安全で衛生的に保つことは、社員全員の責任です。事故や事件の発生および危険な作業用機器や慣行・状況について報告しなければなりません。

**11.2** スルザーグループにおいて、私たちは以下の項目を理解し、それを順守します。

- a) 各国の労働安全衛生の基準や規定、もしくは
- b) 各国の安全衛生保護のための基準が規定されていない場合や不十分な場合、あるいは、より厳密な規定が社内にある場合は、その社内規定、もしくは
- c) そのような社内規定がない場合、最良の国際的な慣行・原則

**11.3** スルザーは、適用される業界標準、および関連する安全、衛生、環境の要求事項に合致するように製品をデザインします。また、環境問題への予防的取り組みを支持し、率先して環境面での責任をさらに促進し、環境にやさしい技術の開発と普及を奨励します。

**11.4** スルザーは、顧客に対し必要に応じてスルザー製品の安全な輸送および取扱いについて、また、環境に配慮した方法での使用法と廃棄方法について助言します。

全社員は、社内外を問わず、機密情報を認可されていない人物に対して開示しないよう慎重を期すべきです。また、そのような機密情報を第三者（例えば顧客やサプライヤー）からも保護しなければなりません。

## 12. 会社の資産や情報、メディア対応について

12.1 全ての社員は、スルザーの財産の取り扱いに注意し、損傷や破壊、窃盗から保護するように求められています。スルザーの（技術的、営業的、法的な情報を含む）機密情報や取引上の機密情報は、重要な企業資産で、物的資産と同様に保護されるべきです。全社員は、社内外を問わず、そのような情報を認可されていない人物に対して開示しないよう慎重を期すべきです。また、そのような機密情報を第三者（例えば顧客やサプライヤー）からも保護しなければなりません。

### 12.2 機密情報の例

- a) 現行製品または、計画中の製品やそのプロセスに関する技術的情報
- b) 調達計画、ベンダーリスト、または購入価格
- c) コスト、価格設定、マーケティング、またはサービス戦略
- d) 顧客の氏名、住所、スルザーとの取引内容などを含んだ顧客データ
- e) 非公開の収支報告やその他の財務報告
- f) 企業分割や合併、買収に関する情報

12.3 スルザーから特に認可を受けた社員以外はメディアからの問い合わせに対して、スルザーに関する内容または影響を与える内容について、応答すべきではありません。メディアとの接触は、企業、部門、または各国レベルで正式に任命された広報責任者によって行われるものとします。

12.4 スルザーは、顧客やビジネスパートナーと関係者に対し、自社の製品やサービスについて、適切な情報を提供するよう最善を尽くします。

各社員には、規範を順守する責任があります。

## 13. 行動規範の順守責任と違反行為に対する措置について

13.1 各社員には、規範を順守する責任があります。

13.2 スルザーは、社員に善意の判断によって、違法行為、もしくは規則や倫理的基準に反する行為とみなされる全ての事項を、報告するよう求めます。それらは、1.2d に記載された担当を通して報告されるべきです。

13.3 全てのスルザーグループ各社の代表者は、社員がこの規範の規則や業務に関連する法令を順守すること、そして社員が各業務機能に必要な訓練に参加することを保証するため、デューデリジェンスの実行責任があります。

13.4 スルザーは、社員が制裁ではなく信頼を基に人間関係を広げていけるような開かれた職場環境と倫理的文化の構築に注力します。しかし、スルザーは、必要であれば、この行動規範を確実に実行するため、またこの規範、適用法およびこの規範が体現されるような倫理的原則を順守するため、雇用の終了を含む適切な手段を取ることを厭いません。

## 同意書

私は、Sulzer Code of Business Conduct (スルザー業務上の行為に関する規範) を読んで理解したことをここに確認します。私は、この規則を忠実に守り、この規範に違反した場合、解雇を含む各種の懲戒処分を受けることもあり得ると理解します。

場所、日付 .....

従業員氏名 .....

(楷書体)

従業員署名 .....

.....

## 業務上の行為に関する規範

**このページを人事部に提出してください。**

私は、Sulzer Code of Business Conduct (スルザー業務上の行為に関する規範) を読んで理解したことをここに確認します。私は、この規則を忠実に守り、この規範に違反した場合、解雇を含む各種の懲戒処分を受けることもあり得ると理解します。

場所、日付 .....

従業員氏名 .....  
(楷書体)

従業員署名 .....